

SPORTS MODEL JAPAN

アンチ・ドーピングを、次世代への約束に。

SMJ アンチ・ドーピングポリシー

SMJ Anti-Doping Policy

第1回 SPORTS MODEL JAPAN 2026

2026年10月4日 TFT ホール500（東京ビッグサイト）

SPORTS MODEL JAPAN 合同会社

www.sportsmodeljapan.com

制定日：2026年7月 / 適用：2026年版 WADA 禁止表

前文

SPORTS MODEL JAPAN（以下「SMJ」といいます。）は、「**大人が輝けば、子どもが輝く。**」を理念に掲げ、次世代へ誇りをもってつなげられるステージを創ることを使命としています。

その根幹をなすのが、アンチ・ドーピングへの徹底した姿勢です。禁止薬物に頼らず、自らの努力と鍛錬によって築き上げた身体こそが、SMJ が讃える造形美であり、子どもたちに見せるべき大人の背中であると、私たちは考えます。

本ポリシーは、SMJ が主催するすべてのコンテストにおいて、クリーンでフェアな競技環境を守り、選手の健康と尊厳を保護するために定めるものです。SMJ に出場するすべての選手は、本ポリシーに同意し、これを遵守するものとします。

本則

第1条 目的

本ポリシーは、SMJ が主催するコンテスト（以下「本大会」といいます。）において、次の各号を実現することを目的とします。

- (1) 禁止薬物によらない、クリーンでフェアな競技環境を確保すること。
- (2) 選手の健康を保護し、ドーピングによる健康被害を防止すること。
- (3) SMJ が掲げるアンチ・ドーピングの理念を、選手・観客・社会に対して明確に示すこと。

第2条 適用範囲

本ポリシーは、本大会にエントリーするすべての選手に適用されます。選手は、エントリーの申込みをもって、本ポリシーの全内容に同意したものとみなされます。

第3条 禁止物質・禁止方法の定義

本大会における禁止物質および禁止方法は、**世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が定める「禁止表国際基準」の最新版**に準拠します。本大会には、大会開催時点で有効な最新版のWADA 禁止表が適用されます。

WADA 禁止表は毎年1月1日に改定されるため、本ポリシーは常にその最新版に自動的に準拠するものとし、個別の物質名の改廃はWADA 禁止表の改定に従います。

選手向けの主な禁止物質（例示）

以下は、フィットネス・ボディメイク競技において特に問題となりやすい代表的な禁止物質です。これはあくまで例示であり、網羅的なものではありません。最新のWADA 禁止表が常に優先します。

- ・蛋白同化薬（アナボリック・アンドロゲン・ステロイド／AAS）：テストステロン、ナンドロロン（デカ・デュラボリン）、スタノゾロール（ウィンストロール）、メタンジエノン（ダイアナボル）、オキサンドロロン（アナバー）、トレンボロン、ボルデノン、クレம்பテロール等

- ・ SARMs（選択的アンドロゲン受容体調節薬）：オスタリン／エノボサルム、リガンドロール／LGD-4033、RAD140、アンダリン等
- ・ ペプチドホルモン・成長因子：EPO（エリスロポエチン）、成長ホルモン（GH）、IGF-1、hCG、各種ペプチド（GHRP-6、CJC-1295）等
- ・ ホルモン・代謝調節薬：クロミフェン（クロミッド）、タモキシフェン、アロマターゼ阻害薬（減量・PCT 目的で使用されるもの）等
- ・ 利尿薬・隠蔽薬（マスキング剤）：フロセミド、スピロノラクトン等（減量・水抜き・検査隠蔽の目的で使用されるもの）
- ・ 興奮薬：エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン、アンフェタミン等

第4条 選手の義務と宣誓

選手は、エントリーにあたり、次の各号を宣誓し、遵守するものとします。

- (1) 本ポリシーに定める禁止物質を使用しておらず、本大会においても使用しないこと。
- (2) 自らの身体に摂取するすべてのもの（飲食物・サプリメント・医薬品を含む）について、禁止物質を含まないことを自己の責任において確認すること。
- (3) 後記第5条に定めるドーピング検査を求められた場合、これに応じること。

「うっかりドーピング」への注意

市販薬・サプリメント・漢方にご注意ください

市販の風邪薬・鼻炎薬・咳止め・海外製サプリメント・漢方には、禁止物質（エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン、麻黄〈マオウ〉など）が含まれることがあります。

服用前に必ず成分表を確認し、Global DRO（globaldro.com）で検索するか、スポーツファーマシスト（薬剤師）にご相談ください。

「知らなかった」「まさか風邪薬に入っているとは思わなかった」は、違反の免責になりません。摂取したものについては、選手自身が責任を負います。

※解熱鎮痛が必要な場合、アセトアミノフェン、イブプロフェン、ロキソプロフェン等は使用可能です。

第5条 検査手続

SMJ は、本大会において、**WADA 禁止表に準拠した抜き打ち・ランダム検査（尿検査または血液検査）を実施することがあります。**

- (1) **対象者：**検査対象者は、上位入賞者およびランダムに抽出された選手とします。対象者の選定方法・時期について、選手に事前に通知しない場合があります。
- (2) **検査方法：**尿または血液の採取により行います。検体の採取は、同性の立会者が本人の検体であることを確認のうえ実施します。

- (3) **検体の管理：**採取した検体は、封印のうえ、検査機関まで適正に管理・輸送されます（チェーンオブカस्टディ）。検体の採取・輸送・分析に関わる者は、公正性を確保するため、大会運営から独立した立場の者としします。
- (4) **費用負担：**検査に要する費用は、原則として SMJ が負担します。ただし、後記第 7 条に定める B 検体の再検査を選手が請求する場合、その費用は選手の負担としします。
- (5) **検査への同意：**選手は、エントリーの申込みをもって、本条に定める検査を受けることに同意したものとみなされます。

第 6 条 違反の認定

次の各号のいずれかに該当する場合、本ポリシー違反（アンチ・ドーピング規則違反）として認定します。

- (1) 選手の検体から、禁止物質またはその代謝物・マーカールが検出されたとき。
- (2) 禁止物質・禁止方法を使用し、または使用を企図したとき。
- (3) **検査を拒否し、回避し、または妨害したとき。** 正当な理由なく検査に応じない行為は、陽性と同等に取り扱います。
- (4) 検体のすり替え・希釈・改ざんその他、検査の公正を害する行為を行つたとき。

第 7 条 制裁・処分

前条に定める違反が認定された選手に対し、SMJ は次の各号の処分を行います。

- (1) **失格および順位・タイトル剥奪：**当該大会における出場資格を失い、既に得た順位・タイトル・賞（受賞歴）はすべて剥奪されます。
- (2) **エントリー費の不返還：**違反により失格となった場合においても、既に支払われたエントリー費は返還しません。
- (3) **出場禁止期間：**違反の回数に応じ、次のとおり本大会（SMJ が主催する将来のコンテストを含む）への出場を禁止します。
 - ・ 1 回目の違反：2 年間の出場禁止
 - ・ 2 回目の違反：4 年間の出場禁止
 - ・ 3 回目の違反：永久追放（生涯にわたる出場禁止）
- (4) **検査拒否等の扱い：**第 6 条(3)に定める検査の拒否・回避・妨害は、陽性と同等の違反として、本条の処分の対象としします。

第 8 条 異議申立

検査結果に異議のある選手は、次の手続により異議を申し立てることができます。

- (1) SMJ から陽性の通知を受けた選手は、通知を受けた日から 10 営業日以内に、書面により SMJ へ異議を申し立てることができます。
- (2) 異議申立があつた場合、採取時に分注された B 検体の再検査を行います。B 検体の再検査費用は、申立てを行つた選手の負担としします。
- (3) 異議申立の審査は、大会運営から独立した立場の者が行い、その判定をもって最終決定としします。

- (4) 異議申立期間の満了まで、または異議申立の審査が完了するまでの間、当該選手の資格は暫定的に停止されます。

第9条 個人情報の取扱い

SMJ は、検査に関して取得する選手の個人情報を、次のとおり取り扱います。

- (1) 検査の結果は、個人情報保護法上の「**要配慮個人情報**」に該当し得るものです。SMJ は、選手本人の同意を得たうえでこれを取得します。
- (2) **利用目的**：取得した検査結果は、本ポリシーの運用（違反の認定・処分・異議申立への対応）の目的にのみ利用します。
- (3) **第三者提供**：検査の実施に必要な範囲で、検査機関に対して検体・情報を提供します。これを超える第三者提供は、法令に基づく場合を除き行いません。
- (4) **安全管理**：取得した情報は、施錠保管・アクセス制限等の適切な安全管理措置を講じて管理し、利用目的の達成に必要な期間の経過後、遅滞なく消去します。
- (5) **公表方針**：SMJ は、**違反者の氏名を公表しません**。公表を行う場合であっても、失格および大会結果の訂正という事実の摘示にとどめ、物質名・個人の私生活に関する事項には踏み込みません。公表は、第8条の異議申立手続が完了した後に限り行います。

第10条 未成年者への特則

18歳未満の選手（保護者の同意を得て出場する者）に対して検査を行う場合、SMJ は次の配慮を行います。

- (1) 検査にあたり、親権者が署名した検査同意書の提出を求めます。
- (2) 検体の採取に際しては、成人の同伴者の立会いを必須とします。

第11条 改定

本ポリシーは、WADA 禁止表の改定（毎年1月1日）に連動して見直すものとし、SMJ は必要に応じて内容を改定することができます。改定後のポリシーは、SMJ が指定する方法で公表した時点から効力を生じます。

本ポリシーは、日本の法令（個人情報保護法・名誉毀損に関する法令等）に照らして運用されます。制定：SPORTS MODEL JAPAN 合同会社